

令和6年度一般廃棄物処理実施計画

大 津 市

目 次

第1 総則

1 実施計画の目的	1
2 実施計画の期間	1
3 実施計画の区域	1

第2 ごみの処理

1 ごみの排出量の計画	1
2 ごみの処理主体	2
(1) 家庭ごみ	2
(2) 事業系ごみ	2
(3) 動物の死体	3

3 処理計画

(1) ごみ処理実施計画	3
ア ごみの排出抑制・再資源化計画	3
(ア) 排出抑制の方法	3
a 家庭ごみ	3
b 事業系ごみ	3
(イ) 再資源化の方法及び量	3
a 家庭ごみの再資源化の方法	3
b 家庭ごみの再資源化量	4
c 家庭ごみの再資源化施設等の概要	4
d 事業系ごみの再資源化の方法	5
e 事業系ごみの再資源化量	5
f 事業系ごみの再資源化施設等の概要	5

イ ごみの収集及び運搬計画

(ア) 収集及び運搬する廃棄物の量及び収集回数	6
a 家庭ごみ	6
b 事業系ごみ	7
(イ) 収集区域の範囲	7
(ウ) 収集の方法	7
a 家庭ごみ	7
① 市が収集するごみ	7
② 自己搬入するごみ	9
③ 市では処理できないごみ	9
b 事業系ごみ	10
① 一般廃棄物(ごみ)収集運搬業許可業者に収集運搬依頼するごみ	10
② 自己搬入するごみ	11
c その他	11
① 臨時収集	11
② イベントごみの廃棄物処理手数料の減免	11
③ 動物の死体	12

④	ごみ出し支援戸別収集サービス	12
⑤	琵琶湖市民清掃	12
ウ	ごみの中間処理計画	12
エ	ごみの最終処分計画	14
オ	住民・事業者に対する広報及び啓発活動	15
(ア)	ごみに関する情報の提供	15
(イ)	環境学習の推進	15
(ウ)	「ごみ減量と資源再利用推進会議」との連携	15
カ	その他	15
(ア)	一般廃棄物収集運搬業の許可	15
(イ)	一般廃棄物処分業の許可	16
(ウ)	環境産業との連携	16
(エ)	不適正処理監視パトロールの実施	16
(オ)	施設における搬入物検査体制の整備	16
(カ)	宅配便を利用した使用済みパソコン・小型家電の回収	16

第3 し尿処理

1	し尿処理及び浄化槽汚泥の排出量	17
2	し尿処理及び浄化槽汚泥の処理主体	17
3	処理計画	
(1)	生活排水処理実施計画	17
ア	し尿及び汚泥の処理計画	17
(ア)	収集及び運搬計画	17
a	し尿	17
b	浄化槽汚泥	17
(イ)	中間処理計画	17
(ウ)	最終処分計画	18
イ	住民に対する広報及び啓発活動	18
(ア)	し尿くみ取り	18
(イ)	浄化槽	18

令和6年度大津市一般廃棄物処理実施計画

第1 総則

1 実施計画の目的

この実施計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を確保するため、一般廃棄物の適正な処理に関し、令和6年度における必要な施策を定めることを目的とする。

2 実施計画の期間

令和6年4月1日 から 令和7年3月31日 まで

3 実施計画の区域

大津市全域

第2 ごみの処理

1 ごみ排出量の計画

(単位：t)

種 類	排 出 量※		
		収集ごみ	持込ごみ
燃 や せ る ご み	79,928	59,121	20,807
燃 や せ な い ご み	2,987	2,520	467
大 型 ご み	1,651	894	757
か ん	571	571	—
び ん	1,638	1,638	—
ペ ッ ト ボ ト ル	794	794	—
プ ラ ス チ ッ ク 製 容 器 包 装	1,663	1,663	—
紙 ご み	2,694	2,694	—
乾 電 池	50	—	50
牛 乳 パ ッ ク	12	12	—
小 計①	91,988	69,907	22,081
古 紙 等	5,300	5,300	—
実験動物死体及び糞・マット	4	—	4
生 ご み	1,577	—	1,577
刈り草・剪定枝	3,607	—	3,607
小 計②	10,488	5,300	5,188
計 (①+②)	102,476	75,207	27,269

※ 排出量は、一般廃棄物処理基本計画の推計値及び市外搬出協議の計画量を引用。

2 ごみの処理主体

(1) 家庭ごみ

分別区分	収集・運搬	中間処理		最終処分	
	主体	処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
燃やせるごみ	市（委託） 排出者	市（※）	焼却	市（※）	埋立
燃やせないごみ	市（委託） 排出者	市（※）	破砕・資源化	市（※）	埋立
大型ごみ	市（委託） 排出者	市（※）	破砕 資源化 焼却	市（※）	埋立
かん	市（委託） 排出者	市（※）	選別・圧縮	資源化事業者により資源化	
びん	市（委託） 排出者	市（※）	選別		
ペットボトル	市（委託） 排出者	市（※）	選別・圧縮		
プラスチック製 容器包装	市（委託） 排出者	市（※）	選別・圧縮		
紙ごみ	市（委託）	—	資源化		
乾電池	市（直営）	市（委託）	無害化		
牛乳パック	市（直営・ 委託）	—	資源化		

※ 運転管理又は管理運営委託を含む。

(2) 事業系ごみ

分別区分	収集・運搬	中間処理		最終処分	
	主体	処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
燃やせるごみ	許可業者 排出者	市（※1）	焼却	市（※1）	埋立
		市（委託）	※2資源化 (堆肥・破砕)	—	—
		許可業者	※3資源化 (堆肥・破砕)	—	—
大型ごみ	許可業者 排出者	市（※1）	破砕 焼却	市（※1）	埋立

※1 運転管理又は管理運営委託を含む。

※2 燃やせるごみの資源化（堆肥・破砕）は、刈り草剪定枝及び水草に限る。

※3 燃やせるごみの資源化（堆肥）は、生ごみ及び刈り草剪定枝に限る。

燃やせるごみの資源化（破砕）は、木くずに限る。

このほか、燃やせるごみのうち、実験動物の死体及び糞・マットについては3の（1）のウのhに掲げる処理施設で、生ごみ又は刈り草剪定枝については、資源の有効利用を促進するため、3の（1）のウのiからrまでに掲げる処理施設において処理することがある。

(3) 動物の死体

分別区分	収集・運搬	中間処理		最終処分	
	主体	処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
犬、猫の死体	市（委託）	市（※）	焼却	市（※）	埋立

※ 運転管理又は管理運営委託を含む。

3 処理計画

(1) ごみ処理実施計画

ア ごみの排出抑制・再資源化計画

(ア) 排出抑制の方法

a 家庭ごみ

- ① 大型ごみ、紙ごみを除く全てのごみ(燃やせるごみ・燃やせないごみ・かん・びん・ペットボトル・プラスチック製容器包装)は、1回の収集につき1世帯当たり90リットル以下の排出量とする。
- ② 市民団体等との連携により、レジ袋削減、食品ロス削減、生ごみの水きり等の各運動を促進する。
- ③ 家庭から出る大型ごみの排出時に手数料を負担してもらうことで、物を大切に使い、壊れたら修理をして長く使うという意識や行動を誘導する。
- ④ リサイクルショップやフリマアプリの有効活用等リユース事業を推進し、その拠点施設として環境美化センター啓発施設及びリサイクルセンター木戸を運営する。
- ⑤ 生ごみ処理機活用事業補助制度を実施し、自家処理の推進・啓発を図る。

b 事業系ごみ

- ① 事業用大規模建築物（事業の用に供される延床面積の合計が1棟で1,000㎡以上の建築物）の所有者等に対して、「事業系廃棄物管理責任者」を選任するとともに、「事業系廃棄物減量等計画書」の提出を求め、事業系廃棄物の減量、資源化及び適正管理を図っていく。
- ② 「事業系一般廃棄物管理票（マニフェスト）」制度により、排出者責任の明確化を図り、産業廃棄物の搬入防止に取り組むとともに、搬入物の検査を行い、適正排出の徹底を図る。
- ③ 不適正排出を防ぐため、ごみの排出には自由透明袋を使用するとともに、定期的に搬入時検査を行い、分別基準の遵守状況等を確認する。

(イ) 再資源化の方法及び量

a 家庭ごみの再資源化の方法

- ① 燃やせるごみ・燃やせないごみ・かん・びん・ペットボトル・プラスチック製容器包装の排出には、市が指定する無色透明なごみ袋を使用することとする。
- ② 紙ごみを新聞、雑誌・雑がみ、段ボールの別に収集し、紙問屋に売却する。
- ③ 施設で選別できた小型家電製品については、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第10条第3項の認定を受けた業者に引き渡す。
- ④ 施設で選別できた羽毛布団については、羽毛素材メーカーに売却する。
- ⑤ 施設で選別できた割れていない蛍光管については、リサイクル業者に引き渡す。
- ⑥ ごみ集積所に排出された分別の不十分なごみについては、「取り残し啓発シール」を活用して資源ごみの高品質化を誘導する。
- ⑦ 集団資源回収促進事業補助制度により、集団資源回収運動の促進を図る。
- ⑧ 再生資源保管庫等設置事業補助制度により、地域における効率的な資源回収の促進

を図る。

b 家庭ごみの再資源化量（令和4年度実績）

（単位：t）

種 類	資源化量	資源化率
か ん	265.92	76.41%
び ん	1,265.38	79.56%
ペットボトル	637.68	71.99%
プラスチック製容器包装	1,346.17	76.07%
紙 ご み	3,148.62	100.0%
牛 乳 パ ッ ク	4.89	100.0%
不燃・大型破碎資源物（※1）	668.11	15.28%

※1 大型ごみについては、事業系ごみを含む。

c 家庭ごみの再資源化施設等の概要

① 燃やせないごみ、かん、びん、ペットボトル及び大型ごみの再資源化施設の概要

(1) 施 設 名：大津市北部クリーンセンターリサイクル施設

所 在 地：大津市伊香立北在地町272番地

型 式：破碎及び手選別・機械選別方式

処 理 能 力： か ん 1.5t/5時間

び ん 5.5t/5時間

ペットボトル 2.0t/5時間

大型ごみ、燃やせないごみ 10.0t/5時間

計 19.0t/5時間

残 さ 処 分 先：大津市北部廃棄物最終処分場、
大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場

(2) 施 設 名：大津市環境美化センターリサイクル施設

所 在 地：大津市膳所上別保町785番地の1

型 式：破碎及び手選別・機械選別方式

処 理 能 力： か ん 1.5t/5時間

び ん 5.5t/5時間

ペットボトル 2.0t/5時間

大型ごみ、燃やせないごみ 10.0t/5時間

計 19.0t/5時間

残 さ 処 分 先：大津市大田廃棄物最終処分場

② プラスチック製容器包装の再資源化施設の概要

施 設 名：大津市北部クリーンセンタープラスチック容器資源化施設

所 在 地：大津市伊香立北在地町272番地

型 式：破袋、手選別、圧縮梱包装置

処 理 能 力：10.0t/5時間

そ の 他：不適物、異物については、可燃除去物を大津市北部クリーンセンター
焼却施設にて、不燃除去物を大津市北部廃棄物最終処分場にて、それ
ぞれ処理する。

③ 乾電池・蛍光管の処理施設の概要

施 設 名：野村興産株式会社イトムカ鉱業所

所 在 地：北海道北見市留辺蘂町富士見217番地1

型 式：酸化焙焼方式

処 理 能 力：20.0t/日

d 事業系ごみの再資源化の方法

- ① 事業系の生ごみのうち再資源化するものは、市が許可する一般廃棄物処分業者又は市外の再生処理施設において肥料化又は飼料化する。
- ② 事業系刈り草・剪定枝のうち再資源化するものは、市が許可する一般廃棄物処分業者又は市外の再生処理施設において堆肥化又はバイオマス化する。

e 事業系ごみの再資源化量（令和4年度実績）

（単位：t）

種 類	資源化量	資源化率
生 ご み	1,259.34	100.0%
刈り草・剪定枝	2,347.43	100.0%

f 事業系ごみの再資源化施設等の概要

① 生ごみの再資源化施設の概要

- (1) 施設名：株式会社日映志賀 伊香立コンポストセンター
所在地：大津市伊香立北在地町515番地
型式：スクープ式攪拌好気性発酵（堆肥化再利用）
処理能力：9.52t/日
- (2) 施設名：株式会社水口テクノス リサイクルセンター
所在地：滋賀県甲賀市水口町松尾362番地
型式：スクープ式攪拌好気性発酵（堆肥化再利用）
処理能力：22.2t/日
- (3) 施設名：京都有機質資源株式会社
所在地：京都府長岡京市神足落述1番地
型式：オートレム式油温減圧乾燥システム（飼料化再利用）
処理能力：126t/日
- (4) 施設名：株式会社エム・シー・エス
所在地：三重県伊賀市島ヶ原8801番地の8
型式：スクープ式攪拌好気性発酵（堆肥化再利用）
処理能力：18.8t/日
- (5) 施設名：株式会社イガ再資源
所在地：三重県伊賀市西之澤字薄木谷1486-6
型式：肥料化施設、破碎・選別施設
処理能力：肥料化施設 85 t/日
破碎・選別施設 4.8t/日
- (6) 施設名：株式会社橋本 関エコフィールドセンター
所在地：岐阜県関市尾太町41番地
型式：飼料化施設
処理能力：36 t/日

② 刈り草・剪定枝の再資源化施設の概要

- (1) 施設名：株式会社日映志賀 伊香立コンポストセンター
所在地：大津市伊香立北在地町515番地
型式：スクープ式攪拌好気性発酵（堆肥化再利用）
処理能力：9.52t/日
- (2) 施設名：有限会社クリエイト・マエダ
所在地：滋賀県高島市安曇川町下小川字中嶋947番 他
型式：タブグラインダー（破碎（チップ化）設備）
処理能力：100t/日（5時間）

- (3) 施設名：エコヤードルートワン株式会社
所在地：滋賀県甲賀市土山町黒川1475番地
型式：ハンマー式破砕機
処理能力：8t/時間
- (4) 施設名：株式会社大栄工業
所在地：三重県伊賀市真泥字東山5024番地2
型式：破砕施設（固定式及び移動式）、堆肥化施設他
処理能力：144t/日、40t/日他
- (5) 施設名：株式会社アヤシロ
所在地：栗東市荒張1373番地1
型式：堆肥化施設
処理能力：3,000 t/年
- (6) 施設名：株式会社ジンジ
所在地：大津市仰木一丁目字ハチ谷337番1の一部
型式：木くずの破砕施設
処理能力：産業廃棄物処理施設の処理能力14.9t/日(8時間)の範囲内において許可する一般廃棄物の処理量7.0t/日

イ ごみの収集及び運搬計画

(ア) 収集及び運搬する廃棄物の量及び収集回数

a 家庭ごみ

分 別 区 分	収集回数	市		排出者 (t)	計 (t)
		量(t)			
		直 営	委 託		
燃 や せ る ご み	2回/週	—	59,121	112	59,233
燃 や せ ない ご み	1回/月	—	2,520	248	2,768
大 型 ご み	随時	—	894	720	1,614
か ん	2回/月	—	571	—	571
び ん	1回/月	—	1,638	—	1,638
ペ ッ ト ボ ト ル	2回/月	—	794	—	794
プ ラ ス チ ッ ク 製 容 器 包 装	1回/週	—	1,663	—	1,663
紙 ご み	2回/月	—	2,694	—	2,694
乾 電 池	随時	50	—	—	50
牛 乳 パ ッ ク	随時	2	10	—	12
計		52	69,905	1,080	71,037

※ 収集量は、一般廃棄物処理基本計画の推計値を引用。

b 事業系ごみ

分 別 区 分	市			一般廃棄物 収集運搬業者 及び排出者 (t)	計 (t)
	収集回数	量 (t)			
		直 営	委 託		
燃 や せ る ご み	—	—	—	20,695	20,695
大 型 ご み	—	—	—	37	37
実験動物死体及び糞・マット	—	—	—	4	4
生 ご み	—	—	—	1,577	1,577
刈り草・剪定枝	—	—	—	3,607	3,607
計	—	—	—	25,920	25,920

※ 収集量は、一般廃棄物処理基本計画の推計値及び市外搬出協議の計画量を引用。

(イ) 収集区域の範囲

大津市全域

(ウ) 収集の方法

a 家庭ごみ

① 市が収集するごみ

(1) 燃やせるごみ

具 体 例：家庭生活に伴って生じた生ごみ・木質ごみ・プラスチック製品・ゴム製品・皮革製品・繊維類・紙類・汚れたプラスチック製容器包装等で、長さ40cm未満及び5kg未満のもの

排出方法：市指定家庭用ごみ袋で、市に届け出たごみ集積所へ、収集日の朝(午前5時から午前8時30分まで)に排出する。

収集方法：別に定める収集区域ごとの収集日に収集する。

処 理 先：大津市北部クリーンセンター焼却施設

大津市環境美化センター焼却施設

(2) 燃やせないごみ

具 体 例：家庭生活に伴って生じた陶磁器類・電球・蛍光灯・ガラス類・小型家電製品・小型金属類等で、市指定家庭用ごみ袋に納まり5kg未満のもの(傘、蛍光管のみ納まらなくても可とする)。

排出方法：燃やせるごみに同じ。なお、小型家電製品の電池及びバッテリーは取り外し、電球・蛍光灯・刃物・割れたガラス等は、紙に包む等安全な工夫をして排出する。

収集方法：別に定める収集区域ごとの収集日に収集する。

処 理 先：大津市北部クリーンセンターリサイクル施設

大津市環境美化センターリサイクル施設

(3) 大型ごみ

具 体 例：家庭生活に伴って生じた電気器具・家具・寝具・趣味娯楽用品・自転車等で、市指定家庭用ごみ袋に納まらないものや5kg以上のもの。長さが2mを超える場合は解体又は切断するなど、収集可能な状態のもの。

排出方法：ごみコールセンター（収集希望日の1週間前までに電話）等で申し込みをし、条例で定める処理手数料の額に応じた枚数の「ごみ処理手数料券」を購入、所要事項を記入し、当該大型ごみに貼付の上、申込時に決定した収集場所へ収集日の午前8時30分までに排出する。1回の収集が5点を超える場合は立会いが必要になる。

収集方法：別に定める収集区域ごとの収集日に収集する。

処 理 先：大津市北部クリーンセンターリサイクル施設
大津市環境美化センターリサイクル施設

(4) かん

具 体 例：家庭生活に伴って生じた缶詰・菓子缶・ミルク缶・飲料用空き缶・スプレー缶・エアゾール缶・カセットコンロ用ボンベ

排出方法：燃やせるごみに同じ。なお、中を洗浄できる形状のものは水洗いして、また、スプレー缶等は穴を開けず中身を完全に出し切ってから排出する。

収集方法：別に定める収集区域ごとの収集日に収集する。

処 理 先：大津市北部クリーンセンターリサイクル施設
大津市環境美化センターリサイクル施設

(5) びん

具 体 例：家庭生活に伴って生じた飲料用、食料用、調味料用のガラスびん。化粧品等のびん等、口に含むもの以外のものが入っていたびんや耐熱びんは燃やせないごみとして排出する。

排出方法：燃やせるごみに同じ。なお、ふたをはずし、中を水洗いして排出する。

収集方法：別に定める収集区域ごとの収集日に収集する。また、資源化向上を促進するため、平ボディ車にて積み込み収集する。

処 理 先：大津市北部クリーンセンターリサイクル施設
大津市環境美化センターリサイクル施設

(6) ペットボトル

具 体 例：家庭生活に伴って生じた飲料用、調味料用ペットボトルでPETボトル識別表示がされているもの

排出方法：燃やせるごみに同じ。なお、ふたとラベルをはずし、中を水洗いしてから、容積が少なくなるようつぶして排出する。

収集方法：別に定める収集区域ごとの収集日に収集する。

処 理 先：大津市北部クリーンセンターリサイクル施設
大津市環境美化センターリサイクル施設

(7) プラスチック製容器包装

具 体 例：家庭生活に伴って生じた袋類・ネット類・パック・カップ・ボトル・キャップ・フィルム・ラベル・トレイ・緩衝類等の容器包装で、プラスチック製容器包装識別表示（プラマーク）がされているもの

排出方法：燃やせるごみに同じ。なお、必ずきれいな物だけ排出する。

収集方法：別に定める収集区域ごとの収集日に収集する。

処 理 先：大津市北部クリーンセンタープラスチック容器資源化施設

(8) 紙ごみ

具 体 例：家庭生活に伴って生じた新聞、雑誌・雑がみ、ダンボール

排出方法：種類ごとにまとめて紐でくくる。排出場所及び排出時間帯は、燃やせるごみに同じ。

収集方法：別に定める収集区域ごとの収集日に収集する。

処 理 先：市内の古紙問屋

(9) 乾電池

具 体 例：家庭生活に伴って生じた使用済みの筒型乾電池

排出方法：市役所・各市民センター並びに消防署及び小中学校の回収箱へ排出する。

収集方法：市役所・各市民センターは月2回、その他の施設は3か月に1回収集する。

処 理 先：大津市北部廃棄物最終処分場で一時保管後、野村興産(株)イトムカ鋳業所にて処理する。

(10) 牛乳パック

具 体 例：家庭生活に伴って生じた飲料用牛乳パック

排出方法：各市民センターの回収箱へ排出する。

収集方法：月1回収集する。

処 理 先：市内の古紙問屋

**② 自己搬入するごみ(具体例及び排出方法は①の各項目に同じ。) 1日1回のみ
重さ200kgまで**

(1) 燃やせるごみ

搬入方法：搬入日の前日までに必ずごみコールセンター等へ申し込み、大津市北部クリーンセンター又は大津市環境美化センターに搬入し、条例で定める処分手数料を納入する。

(2) 燃やせないごみ

搬入方法：搬入日の前日までに必ずごみコールセンター等へ申し込む。陶磁器類・電球・蛍光灯・ガラス類のみの場合は、大津市北部廃棄物最終処分場又は大津市大田廃棄物最終処分場に、小型家電製品・小型金属類等が混じる場合は全て大津市北部クリーンセンター又は大津市環境美化センターに搬入し、条例で定める処分手数料を納入する。

(3) かん、びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装、大型ごみ

搬入方法：搬入日の前日までに必ずごみコールセンター等へ申し込み、北部クリーンセンター又は環境美化センターに搬入し、条例で定める処分手数料を納入する。大型ごみについては、5点まで。

③ 市では処理できないごみ

(1) 有害性のあるごみ

具 体 例：毒物・劇物・農薬・医薬品等

処理方法：販売店のほか、専門の処理業者に依頼する。

(2) 危険性のあるごみ

具 体 例：注射針や感染性のあるもの

処理方法：交付を受けた医療機関等に返却する。

(3) 爆発性、発火性、引火性のあるごみ

具 体 例：ガス抜き等がされていないカセット式ガスボンベ

処理方法：販売店のほか、カセットボンベお客さまセンターに依頼する。

具 体 例：シンナー・塗料・ガソリン・廃油等

処理方法：販売店のほか、専門の処理業者に依頼する。

(4) 特定家庭用機器廃棄物

具 体 例：エアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機

処理方法：以下、3つの方法がある。

i 販売店又は家電リサイクル協力店に依頼する。

ii ごみコールセンターに電話で申し込みをし、収集日時・排出場所等

を決定。郵便局で「家電リサイクル券」を購入の上、収集日に立会いの下、条例で定める収集及び運搬手数料をごみ処理手数料券で納入する。

iii 事前に郵便局で「家電リサイクル券」を購入の上、自ら指定引取場所に持ち込む。

(5) 指定再資源化製品

具体例：デスクトップ及びノートパソコン・パソコン用ディスプレイ

処理方法：以下、3つの方法がある。

i 製造業者等に依頼する。

ii 有限責任中間法人パソコン3R推進センターに依頼する。

iii 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の認定事業者であるリネットジャパンリサイクル株式会社が行う「宅配便を利用した使用済みパソコンや小型家電製品を回収するサービス」を利用する。

(6) 適正処理困難物

具体例：自動二輪車及びその部品

処理方法：取扱店のほか、二輪車リサイクルコールセンターに依頼する。

具体例：自動車及びその部品

処理方法：販売店のほか、自動車リサイクルシステムコンタクトセンターに依頼する。

具体例：消火器

処理方法：販売店や指定引取場所のほか、消火器リサイクルセンターに依頼する。

具体例：FRP船

処理方法：販売店のほか、FRP船リサイクルセンターに依頼する。

具体例：温水器・ピアノ・農機具

処理方法：販売店などに依頼する。

具体例：小型充電式バッテリー（Ni-cd、Ni-MH、Li-ion）

処理方法：販売店のほか、JBR C（小型充電式電池リサイクル）に依頼する。

b 事業系ごみ

一般廃棄物の適正処理と減量促進等を目的として、収集運搬業許可業者に委託する場合又は200kg以上を自己搬入する場合は、必ず一般廃棄物管理票（マニフェスト）を作成し、提出する。大型ごみについては、1日1回5点まで。

① 一般廃棄物（ごみ）収集運搬業許可業者に収集運搬依頼するごみ

(1) 燃やせるごみ（刈り草剪定枝を除く）

具体例：事業活動に伴って生じた生ごみ・木質ごみ・繊維類・紙類等

処理先：天津市北部クリーンセンター焼却施設

天津市環境美化センター焼却施設

(2) 大型ごみ

具体例：事業活動に伴って生じた家具・寝具等で、最大の辺又は径が40cm以上2m未満のものであり、かつ、破碎・切断した場合に前記（b①(1)）の燃やせるごみになるもの。

排出方法：収集運搬を委託された許可業者が、搬入する前日までに搬入申出書を提出し、承認を受けること。

処理先：天津市北部クリーンセンターリサイクル施設

天津市環境美化センターリサイクル施設

(3)刈り草剪定枝で焼却処理するもの

排出方法：収集運搬を委託された許可業者が、市に事前相談の上、搬入する1週間前までに搬入申出書を提出し、承認を受けること。

処 理 先：大津市北部クリーンセンター焼却施設
大津市環境美化センター焼却施設

(4)刈り草剪定枝で再生処理するもの

再生処理とは、堆肥化又はバイオマス化処理するものを指す。

排出方法：以下、2つの方法がある。

i 収集運搬を委託された許可業者が、市に事前相談の上、搬入する1週間前までに搬入申出書を提出し、承認を受けること。

処理先：市が指定する集積所

ii 収集運搬を委託された許可業者が、市が許可する一般廃棄物処分業者に事前相談の上、搬入の承認を受けること。

処理先：市内の一般廃棄物処分業許可業者

② 自己搬入するごみ(具体例は①の各項目に同じ)

(1) 燃やせるごみ(刈り草剪定枝を除く)

搬入方法：大津市北部クリーンセンター又は大津市環境美化センターに搬入し、条例で定める処分手数料を納入する。

(2) 大型ごみ

搬入方法：搬入する前日までに搬入申出書を提出し、承認を受けること。大津市北部クリーンセンター又は大津市環境美化センターに搬入し、条例で定める処分手数料を納入する。

(3) 刈り草剪定枝で焼却処理するもの

搬入方法：市に事前相談の上、搬入する1週間前までに搬入申出書を提出し、承認を受けること。大津市北部クリーンセンター又は大津市環境美化センターに搬入し、条例で定める処分手数料を納入する。

(4) 刈り草剪定枝で再生処理するもの

再生処理とは、堆肥化又はバイオマス化処理するもの

搬入方法：以下、2つの方法がある。

i 市に事前相談の上、搬入する1週間前までに搬入申出書を提出し、承認を受けること。市が指定する集積所に搬入し、条例で定める処分手数料を納入する。

ii 市が許可する一般廃棄物処分業者に事前相談の上、搬入の承認を受けること。

c その他

① 臨時収集

自治会や子ども会、老人会、PTAなど市民で構成される団体、社会教育団体やNPO法人などの公益的活動を行う非営利団体などが、道路、公園、河川及び地域等の公共の場所における散在性ごみ(紙くず、タバコの吸い殻、空き缶、ペットボトルなど)など、営利を目的としない美化活動で出たごみの収集を行う。

② イベントごみの廃棄物処理手数料の減免

学区自治連合会、自治会、子ども会、女性会等が、地域コミュニティの形成や自治協働活動の推進を図る目的で実施又は参加する祭りや運動会、文化祭等のイベントで生じたごみで、関係する大津市の所管課において確認ができるものについて廃棄物処理手数料の減免を行う。

③ 動物の死体

飼主が存在しない又は明らかでない動物の死体は、次に規定するものを除いて市が収集する。ただし、道路、公園等の自由かつ容易に通行・進入することができる公共の場所以外の場所にあつては、その土地又は建物の占有者又は管理者は、当該動物の死体をポリ袋等の適当な容器に入れて近接する道路まで搬出するなど、市の収集に協力しなければならない。

- (1) 国道、県道及び自動車専用道路の敷地にあるもの
- (2) 鉄道敷にあるもの(踏切、市道と重なっている部分等を除く。)
- (3) 琵琶湖、内湖、河川等の水面にあるもの
- (4) 山林にあるもの
- (5) 有害鳥獣として駆除されたもの
- (6) 文化財保護法に規定する特別天然記念物に該当するもの

処 理 先：大津市北部クリーンセンター焼却施設、大津市環境美化センター焼却施設、志賀聖苑、大津聖苑

④ ごみ出し支援戸別収集サービス

第9期大津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画「おおつゴールドプラン2024」に基づき、本市が定期収集する廃棄物をごみ集積所に排出することが困難な高齢者等を支援するため、自宅の玄関先等に出されたごみを直接収集する「ごみ出し支援戸別収集サービス」を実施する。

⑤ 琵琶湖市民清掃

市民一人一人の自主的な参加で成り立ち、琵琶湖の環境保全に大きな成果を上げている琵琶湖市民清掃について、ごみの処理が適正かつ円滑に行われるよう協力する。

ウ ごみの中間処理計画

次に掲げる処理施設において、それぞれに定める一般廃棄物を中間処理する。

a 大津市北部クリーンセンター

所 在 地：大津市伊香立北在地町272番地

型 式：リサイクル施設 破砕及び手選別・機械選別方式
焼却施設 全連続燃焼式ストーカ式焼却炉

処 理 能 力：リサイクル施設 19.0t/5時間

焼却施設 175t/日(87.5t/日×2基)

処理する一般廃棄物の種類：燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ、かん、びん、ペットボトル

残 さ 処 分 先：大津市北部廃棄物最終処分場

大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場

b 大津市環境美化センター

所 在 地：大津市膳所上別保町785番地の1

型 式：リサイクル施設 破砕及び手選別・機械選別方式
焼却施設 全連続燃焼式ストーカ式焼却炉

処 理 能 力：リサイクル施設 10.0t/5時間

焼却施設 175t/日(87.5t/日×2基)

処理する一般廃棄物の種類：燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ、かん、びん、ペットボトル

残 さ 処 分 先：大津市大田廃棄物最終処分場

c大津聖苑動物炉

所在地：大津市膳所上別保町761番地
型式：台車式
処理能力：60kg/時間
処理する一般廃棄物の種類：動物の死体
その他：鳥、カメなどの小動物は、環境美化センターにて処理する。

d志賀聖苑動物炉

所在地：大津市木戸1494番地の1
型式：台車式
処理能力：60kg/時間
処理する一般廃棄物の種類：動物の死体
その他：鳥、カメなどの小動物は、北部クリーンセンターにて処理する。

e株式会社日映志賀 伊香立コンポストセンター

所在地：大津市伊香立北在地町515番地
型式：スクープ式攪拌好気性発酵（堆肥化再利用）
処理能力：9.52t/日
処理する一般廃棄物の種類：生ごみ、刈り草・剪定枝

f株式会社ジンジ

所在地：大津市仰木一丁目字ハチ谷337番1の一部
型式：木くずの破砕施設
処理能力：産業廃棄物処理施設の処理能力14.9t/日(8時間)の範囲内において許可する一般廃棄物の処理量7.0t/日
処理する一般廃棄物の種類：木くず

g三重中央開発株式会社

所在地：三重県伊賀市予野字鉢屋4713番地
型式：焼却炉
処理能力：604t/日
処理する一般廃棄物の種類：燃やせるごみ

h株式会社美濃ラボ

所在地：岐阜県海津市平田町今尾1195番地の1
型式：炉式焼却炉(炉床面積1.95㎡)
処理能力：190kg/時間
処理する一般廃棄物の種類：実験動物の死体及び糞・マット

i株式会社水口テクノス リサイクルセンター

所在地：滋賀県甲賀市水口町松尾362番地
型式：スクープ式攪拌好気性発酵（堆肥化再利用）
処理能力：22.2t/日
処理する一般廃棄物の種類：食品廃棄物（食品残渣）、木くず

j京都有機質資源株式会社

所在地：京都府長岡京市神足落述1番地
型式：オートレム式油温減圧乾燥システム(飼料化利用)
処理能力：126t/日
処理する一般廃棄物の種類：生ごみ

k株式会社エム・シー・エス

所在地：三重県伊賀市島ヶ原8801番地の8
型式：スクープ式攪拌好気性発酵（堆肥化利用）

処 理 能 力：18.8t/日

処理する一般廃棄物の種類：生ごみ

l 有限会社クリエイト・マエダ

所 在 地：滋賀県高島市安曇川町下小川字中嶋947番 他

型 式：タブグラインダー(破碎(チップ化)設備)

処 理 能 力：100t/日(5時間)

処理する一般廃棄物の種類：刈り草・剪定枝

m エコヤードルートワン株式会社

所 在 地：滋賀県甲賀市土山町黒川1475番地

型 式：ハンマー式破碎機

処 理 能 力：8t/時間

処理する一般廃棄物の種類：刈り草・剪定枝

n 株式会社大栄工業

所 在 地：三重県伊賀市真泥字東山5024番地2

型 式：破碎施設(固定式及び移動式)、堆肥化施設他

処 理 能 力：144t/日、40t/日他

処理する一般廃棄物の種類：刈り草・剪定枝

o 株式会社イガ再資源

所 在 地：三重県伊賀市西之澤字薄木谷1486-6

型 式：肥料化施設、破碎・選別施設

処 理 能 力：肥料化施設 85 t/日

破碎・選別施設 4.8t/日

処理する一般廃棄物の種類：食品廃棄物

p 株式会社橋本 関エコフィードセンター

所 在 地：岐阜県関市尾太町41番地

型 式：飼料化施設

処 理 能 力：飼料化施設 36 t/日

処理する一般廃棄物の種類：食品廃棄物

q 株式会社アヤシロ

所 在 地：栗東市荒張1373番地1

型 式：堆肥化施設

処 理 能 力：堆肥化施設 3,000 t/年

処理する一般廃棄物の種類：刈り草及び枝木

r 山室木材工業株式会社

所 在 地：滋賀県米原市大野木1801番地外12筆

型 式：ごみ処理施設(破碎処理施設)

処 理 能 力：288t/日(24時間)、446t/日(24時間)

処理する一般廃棄物の種類：木くず、草

※g～rの中間処理施設は大津市外にある施設のため、それぞれの施設が所在する市と事前に協議を行い、当該市の実施計画との整合性を図るよう努めている。

エ ごみの最終処分計画

次に掲げる最終処分場において、不燃性一般廃棄物を埋立処分する。

a 大津市北部廃棄物最終処分場

所 在 地：大津市小野地先 [増設2期]

埋立面積：14,600㎡
埋立容量：188,200㎥
残余埋立容量：16,009㎥（令和6年1月末時点）
処分する一般廃棄物の種類：燃やせないごみ及び中間処理残さ
埋立計画：廃棄物と覆土とのサンドイッチ方式により埋立処分する。

b 大津市大田廃棄物最終処分場

所在地：大津市大石曾東町字大田1092番地
処分場面積：74,000㎡
埋立面積：41,200㎡
埋立容量：460,000㎥
残余埋立容量：202,971㎥（令和6年1月末時点）
処分する一般廃棄物の種類：燃やせないごみ及び中間処理残さ
埋立計画：廃棄物と覆土とのサンドイッチ方式により埋立処分する。

c 大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場

所在地：神戸市東灘区向洋町地先
処分場面積：880,000㎡
埋立容積：15,000,000㎥
処分する一般廃棄物の種類：中間処理残さ（焼却灰、不燃残さ）
埋立計画：委託により大阪湾広域臨海環境整備センター尼崎基地に搬入したのち、同センターにより埋立処分される。

オ 住民・事業者に対する広報及び啓発活動

(ア) ごみに関する情報の提供

分別区分、収集日、減量・再資源化、美化活動等について、「ごみの分け方出し方」、「家庭ごみ おおつごみ分別・減量ガイドブック」、「大津市事業系ごみ減量・適正処理ガイドブック」、「広報おおつ」、大津市ホームページ、スマートフォン用アプリ「分けなび」、自治会・市民向けチラシ等により、適正なごみの排出とごみの減量や資源化についての周知啓発を行う。

(イ) 環境学習の推進

「熱心まちづくり出前講座」を開催し、本市におけるごみの状況や分別と適正排出について説明するとともに、市民と意見交換する。

また、小学校4年生の社会科副読本「くらしとごみ」を作成し、ごみ出しマナーやリサイクルについて学習してもらい、適正なごみの排出や3Rへの意識を高める。

(ウ) 「ごみ減量と資源再利用推進会議」との連携

「ごみ減量と資源再利用推進会議」は、市民一人一人がごみの問題を、自らの生活環境を守る自らの問題として正しく認識することを目指し、昭和56年5月30日に市民会議として発足。各種団体・事業者で構成され、ごみの減量と資源再利用につながる市民運動を牽引していることから、これを全市的に展開し、実践できるように連携して取り組む。

カ その他

(ア) 一般廃棄物収集運搬業の許可

大津市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第2条に規定する書類及び業務実績による審査を行い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条及び同法施行規則第2条の2に規定する要件を満たした場合に限り、2の(2)に掲げる事業系ごみの処理主体の表と照らし合わせ許可する。また、許可の更新を受けようとする者が、直近の許可に

係る期間の間において当該業の実績がないと認められる場合は、更新許可しない。ただし、特別の事情がある場合はこの限りでない。なお、事業系一般廃棄物の減少を見込んでいる中、市内の一般廃棄物処理業の適正な運営が継続的かつ安定的に確保されるよう、新規の許可は付与しない。ただし、許可業者が個人から法人になったとき、又はこれに類似する場合の新規の許可についてはこの限りでない。

(イ)一般廃棄物処分業の許可

再資源化を促進するため、事業系の生ごみ・刈り草剪定枝の再資源化処理に限り、市内で発生する当該ごみの発生量に見合う処理量を限度として一般廃棄物処分業の許可を行う。

許可を受けた業者は、市内から排出された事業系の生ごみ・刈り草剪定枝の再資源化処理を行う。

(ウ)環境産業との連携

生ごみ・刈り草剪定枝など、市外の一般廃棄物処理施設により再資源化が可能なものについて、関係自治体と連携をとり、当該施設の活用を図る。

(エ)不適正処理監視パトロールの実施

不法投棄及び野外焼却といった廃棄物の不適正処理に関する通報は年間300件を超える。不法投棄及び野外焼却を減らすためには、早期に発見し、必要な対策を講じることが有効である。そのため、職員により日常的に市全域において監視パトロールを行い、行為者が確認された際は早期に適切な指導を行う。行為者が特定できない場合については、看板等の設置やチラシの配布により周知啓発を図る。さらに、不法投棄の多発する地域については不法投棄等監視員を設置し、重点的に監視を実施することで、不法投棄等の早期発見に努める。

(オ)施設における搬入物検査体制の整備

大津市一般廃棄物処理施設に搬入される廃棄物について、適宜、確認・検査を実施し、搬入禁止物の混入を防止する。また、搬入物検査（展開検査）を定期的実施し、受入基準に適合しない廃棄物を排除するため、分別及び資源化の徹底について、指導を強化する。

(カ)宅配便を利用した使用済みパソコン・小型家電の回収

使用済み小型家電製品の回収を促進するため、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の認定事業者であるリネットジャパンリサイクル株式会社と協定書を締結し、宅配便を利用した使用済みパソコンや小型家電製品回収を促進している。

第3 し尿処理

1 し尿処理及び浄化槽汚泥の排出量（令和4年度実績）

し尿	4,411.6kl
浄化槽汚泥	7,169.5kl
計	11,581.1kl

2 し尿及び浄化槽汚泥の処理主体

分別区分	収集及び運搬				処分	
	市		収集運搬業者	排出者	市	処分業者
	直営	委託			直営(※)	
し尿	—	○	—	—	○	—
浄化槽汚泥	—	—	○	—	○	—

※ 運転管理委託を含む。

3 処理計画

(1) 生活排水処理実施計画

ア し尿及び汚泥（くみ取るべきし尿及び浄化槽から発生する汚泥をいう。）の処理計画

(ア) 収集及び運搬計画

a し尿

おおむね月1回、市の委託した業者により収集する。

計画収集量 4,116kl

b 浄化槽汚泥

排出者の申込に応じて、市の許可した業者により随時収集する。

計画収集量 5,911kl

(イ) 中間処理計画

次に掲げる処理施設において、中間処理をする。

a 大津市志賀衛生プラント

所在地：大津市北比良1039番地の3

処理方式：膜分離高負荷脱窒素処理及び高度処理

処理能力：23kl/日

処理する一般廃棄物の種類：し尿及び浄化槽汚泥

処理量：許可及び委託業者収集分 4,713kl

焼却方式：流動床式焼却炉

残さ処分先：大阪湾広域臨海環境整備センター埋立処分場（焼却灰及び沈砂）

b 大津市北部衛生プラント

所在地：大津市仰木の里一丁目24番1号

<前処理施設>

前処理設備：ドラムスクリーン+スクリュープレス

脱臭設備：酸・アルカリ洗浄＋活性炭吸着

処理能力：※48k1/日

処理する一般廃棄物の種類：し尿及び浄化槽汚泥

処理量：許可及び委託業者収集分 5,314k1

残さ処分先：大津市北部クリーンセンター（しさ）

大阪湾広域臨海環境整備センター埋立処分場（沈砂）

※現在、北部衛生プラントの前処理施設以外の施設については休止しており、前処理及び下水道への投入のみを行っている（日最大汚水量（希釈後）500m³）。

（ウ）最終処分計画

a 大阪湾広域臨海環境整備センター埋立処分場

所在地：（1）神戸沖処分場（神戸市東灘区向洋町地先）

（2）大阪沖処分場（大阪市此花区北港緑地地先）

処分場面積：（1）880,000m²、（2）950,000m²

埋立容積：（1）15,000,000m³、（2）14,000,000m³

処分する一般廃棄物の種類：中間処理残さ（焼却灰及び沈砂）

計画処分量：焼却灰20t、沈砂6t

b 三重中央開発株式会社

所在地：三重県伊賀市予野字鉢屋4713番地

処分方法：乾燥炭化处理

処理能力：130t/日

処分する一般廃棄物の種類：脱水汚泥

計画処分量：100t/年

※bの施設が所在する市と事前に協議を行い、当該市の実施計画との整合性を図るよう努めている。なお、当該施設への搬出は、本市施設の運転に支障が生じた場合に実施することとしている。

イ 住民に対する広報及び啓発活動

（ア）し尿くみ取り

収集地域における収集日を、広報おおつ及び大津市ホームページで周知し、市民の利便を図る。

（イ）浄化槽

浄化槽の啓発活動については、浄化槽管理者宛に啓發文書を送付し、浄化槽の維持管理の普及啓発を行うこととする。